行政情報

大豆の播種前入札取引の 本格実施について

-制度見直しの概要と平成30年産入札取引の結果-

齋藤 章

1.播種前入札取引の実施に至る経緯

(公財) 日本特産農産物協会による国産 大豆の入札取引は、従来、当年産大豆の収 穫後に実施されていましたが、平成28年2 月に農林水産省主催による「国産大豆の安 定取引に関する懇談会」から、予め原料コ ストを的確に見込んだ大豆加工品の生産計 画や農業経営の安定化に資する経営計画の 樹立に役立つよう、新たに播種前入札取引 を実施すべきとの提言がなされました。

これを受け、協会の専門委員会である大豆入札取引委員会において、播種前入札取引の具体的実施方法を検討し、同年12月に「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」を制定し、これに基づいて平成29年4月に播種前入札の試験導入を行いました。

さらに、同委員会では試験導入の実施結果や関係者の意見・要望を踏まえて制度の見直しに関する検討を行い、平成29年12月に業務規程を一部改正し、平成30年4月に本格実施するに至りました。

このような経緯のうち、懇談会提言の詳

細については豆類時報No.83 (H28.6) に 農林水産省担当官による報告が、また、播 種前入札取引の制度設計時の主要論点、制 度の概要、試験導入の結果等については No.87 (H29.6) に筆者による報告が掲載 されています。このため、本稿では試験導 入後の制度見直しにおける主要論点と変更 点、平成30年産大豆による本格実施の結 果についてご紹介することとします。

2.制度見直しの主要論点と変更点

(1) 上場銘柄及び上場数量

播種前入札取引では、売り手ごとに生産 見込み数量が1,700トン以上の産地品種銘 柄について、当該数量の10%以上を上場 することとなっています。

入札取引の買い手登録者を対象とした試験導入の実施結果に関するアンケート調査では、上場銘柄については妥当との意見が多数を占めていました。一方、上場数量については、「試験導入において不落が多い」、「不作時に収穫後入札取引における価格高騰が懸念される」等の理由から、上場割合は10%より低くすべきとの意見も少なからずありましたが、問題なしとする回答が

さいとう あきら 公益財団法人日本特産農産物 協会業務第1部長 相対的には多数を占めていました。このため、上場銘柄及び上場数量に関するルールについては、本格実施に当たっても特段の変更はしないこととしました。

(2) 加工業者の買付委託先に関する扱い

播種前入札では、いわゆる思惑買いを排除し、実需者に落札大豆が加工品の原料として確実に利用されるよう、販売業者(問屋等)が入札に参加する場合は、予め落札大豆の販売先となる加工業者から買付委託を受けることを義務付けています。

このルールに関し、試験導入時には、1 加工業者による複数の販売業者を介した重 複入札を避けるため、加工業者の買付委託 先販売業者は1者に限定していましたが、 アンケート調査結果や関係業界からの意 見・要望において、「取引実態と合致して いない」、「産地品種銘柄が重複しなければ 複数販売業者への買付委託を認めるべき」 等の声が多数ありました。

このため、本格実施に当たっては、1加工業者による複数販売業者への買付委託を認める一方、同一上場区分(売り手、産地・地域、品種の組合せによる区分)への重複買付委託を禁止し、該当する入札申込みがあった場合は無効とするようルールを変更することとしました。

(3) 加工業者の共同購買に関する扱い

播種前入札では、1口を9.9トン (1俵60 kgで165俵) とする口数単位で入札を行うため、制度検討当初から「入札数量が1口に満たない小規模加工業者が入札に参加できるよう、複数加工業者の連名による販売

業者への買付委託を認めるべき」との意見・ 要望がありました。

しかし、連名入札では、必ず入札価格に 関する加工業者相互間又は販売業者を仲介 役とした協議・調整を伴うため、取引制度 の公正性の観点から問題なしとしないう え、独占禁止法上の「不当な取引制限(カ ルテル・入札談合)」とみなされるおそれ もあり、制度化は困難とされていました。

今回の制度見直しでは、共同事業の実施を目的として法律に基づいて設立された法人が行う共同購買事業に関しては、独占禁止法の適用除外となることを踏まえ、連名入札の実質的な代替措置として、上記に該当する法人が、自ら買い手登録するか又は販売業者に買付委託をして入札に参加できるようにしました。ただし、共同購買事業に参加する個々の加工業者自らが、直接又は販売業者を介して重複して入札に参加することはできないこととしました。

(4) 入札保証金の返還時期

落札者への入札保証金の返還時期は、試験導入時には、落札大豆に関する売買契約の締結期限(6月末)が経過し、売り手からの報告により全ての契約が締結済みであることを確認した後としていましたが、試験導入において早期返還の要望があったため、5月末時点の契約締結状況も確認し、完了していれば返還することとしました。

(5) 入札手数料の導入

播種前入札の落札処理システムの開発等 に必要な経費を確保するため、新たに平成 30年産大豆に係る入札取引から、受益者 である売り手及び買い手にシステムの利用 状況に応じて入札手数料を負担していただ くこととし、関係規定を整備しました。

3.平成30年產播種前入札取引実施結果

(1) 実施日程

平成30年4月4日に買い手登録者に上場 内容を通知し、4月23日に入札申込みを受 け付けました。その後、取引監視委員会を 開催して問題のある入札がないことを確認 したうえ落札者・落札数量を確定し、入札 結果を上場者及び入札者に通知しました。 落札価格等は4月27日に公表しました。

(2) 入札への参加者

上場は売り手登録者2者から、入札申込みは買い手登録者33 (36) 者 (カッコ内は試験導入時の実績、以下同様)のうち29 (29)者 (うち加工業者7 (6)者、販売業者22 (23)者)から行われました。販売業者への買付委託により実質的に入札に参加した加工業者(実数)は57 (60)者でしたが、前記2の(2)の制度見直しにより、2者又は3者にわたる複数の販売業者に買付委託をして入札に参加した加工業者が11 (延べ24)者ありました。なお、前記2の(3)の制度見直しを受けた共同購買事業を行う法人の入札参加事例はありませんでした。

(3) 上場数量、落札数量及び落札率

上場産地品種銘柄数は28 (15) 銘柄(品種群銘柄は1銘柄とカウント)で、これらを通じた上場数量は17,394 (12,157)トン、落札数量は5,762 (4,485)トン、落札率は33 (37)%でした(参考:平成29年産収

穫後入札取引の平成30年4月までの各入札 回の落札率は24~33%、平均は29%)。

産地品種銘柄別の落札状況をみると、落 札があったのは19銘柄で、うち4銘柄が全 量落札された一方、9銘柄が全量不落とな るなど銘柄により顕著な差がありました。 上場数量の多い主要産地品種銘柄の落札率 は、北海道とよまさり12%、佐賀フクユタ カ86%、福岡フクユタカ62%、秋田リュウ ホウ22%、北海道ユキシズカ35%、宮城 ミヤギシロメ57%、宮城タチナガハ2%、 愛知フクユタカ100%、青森おおすず11%、 富山エンレイ56%などとなっています。

(4) 落札価格

全産地品種銘柄を通じた平均落札価格は 60kg当たり8,254 (9,319) 円で、産地品種 銘柄別にみると、最低7,621 (8,000) 円、 最高8,720 (10,415) 円でした。

並行して実施されている前年産大豆の収穫後入札の4月までの結果から、産地品種銘柄ごとに播種前入札の上場条件と合致する粒・等級の年産累計平均落札価格を求め、播種前入札の落札価格と比較してみると、平成29年産を対象とした試験導入時には全銘柄で前年産収穫後より播種前の方が安く、銘柄によっては1~2割の価格差がありましたが、平成30年産による本格実施では、前年産収穫後より播種前の方が高いのが7銘柄、安いのが12銘柄、銘柄別の対差は△492円~188円、対比は△5%~2%で、播種前と前年産収穫後の価格差はほとんどない状況となっています。